

国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程の一部改正(案)

現行	改正案	改正理由
<p>本則 (対象経費) 第4条 対象経費は、次の各号に掲げる経費で、金額及びオーバーヘッドの率が、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1) 共同研究費及び寄附金 直接経費が、300万円以上であり、オーバーヘッドの率が10%以上のもの (新設)</p> <p><u>(2) 受託研究費及び補助金</u> 直接経費が、1,000万円以上であり、オーバーヘッドの率が30%以上のもの (新設)</p> <p>(請求額の上限及び上限金額を下回る請求をした場合等) 第10条 第8条第2項の請求については、次の各号に掲げる割合で算出した金額を上限とし、合計金額は、50万円を超えることはできないものとする。また、国、地方公共団体、独立行政法人若しくは国立大学法人から受入れたもの又は交付を受けたもの及びこれらに準ずる受入に係る産官学連携奨励費は、請求の対象としない。 (1) 共同研究及び寄附金 第5条第2項の産官学連携奨励費の金額の10割 (2) 受託研究及び補助金 第5条第2項の産官学連携奨励費の金額の1割</p>	<p>本則 (対象経費) 第4条 対象経費は、次の各号に掲げる経費で、金額及びオーバーヘッドの率が、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1) 共同研究費 直接経費が、300万円以上であり、オーバーヘッドの率が30%以上のもの <u>(2) 寄附金 直接経費が、300万円以上であり、オーバーヘッドの率が20%以上のもの</u> <u>(3) 受託研究費及び補助金</u> 直接経費が、1,000万円以上であり、オーバーヘッドの率が30%以上のもの <u>(4) 学術指導料 直接経費が、200万円以上であり、オーバーヘッドの率が20%以上のもの</u></p> <p>(請求額の上限及び上限金額を下回る請求をした場合等) 第10条 第8条第2項の請求については、次の各号に掲げる割合で算出した金額を上限とし、合計金額は、50万円を超えることはできないものとする。また、国、地方公共団体、独立行政法人若しくは国立大学法人から受入れたもの又は交付を受けたもの及びこれらに準ずる受入に係る産官学連携奨励費は、請求の対象としない。 (1) 共同研究、寄附金及び学術指導料 第5条第2項の産官学連携奨励費の金額の10割 (2) 受託研究及び補助金 第5条第2項の産官学連携奨励費の金額の1割</p>	<p>現行の「東京農工大学間接経費・管理的経費取扱要項」の適用率にあわせるための改正</p> <p>「東京農工大学学術指導規程」の一部改正に伴い、産官学連携奨励費の対象経費に学術指導料を追加するための改正</p>

現行	改正案	改正理由
<p>様式第 1-1(第 6 条関係)</p> <p><u>別紙様式 1-1</u></p> <p>[別紙参照]</p>	<p>様式第 1-1(第 6 条関係)</p> <p><u>別紙様式 1-1</u></p> <p>[別紙参照]</p>	<p>軽微な文言修正のため。</p>
<p>様式第 1-2(第 6 条関係)</p> <p><u>別紙様式 1-2</u></p> <p>[別紙参照]</p>	<p>様式第 1-2(第 6 条関係)</p> <p><u>別紙様式 1-2</u></p> <p>[別紙参照]</p>	<p>対象経費の追加に伴う様式注釈の追加及び軽微な文言修正のため。</p>
<p>様式第 2(第 8 条関係)</p> <p><u>別紙様式 2</u></p> <p>[別紙参照]</p>	<p>様式第 2(第 8 条関係)</p> <p><u>別紙様式 2</u></p> <p>[別紙参照]</p>	<p>軽微な文言修正のため。</p>
<p>様式第 3(第 9 条関係)</p> <p><u>別紙様式 3</u></p> <p>[別紙参照]</p>	<p>様式第 3(第 9 条関係)</p> <p><u>別紙様式 3</u></p> <p>[別紙参照]</p>	<p>軽微な文言修正のため</p>

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に受け入れた学術指導料については、第 4 条の規定にかかわらず従前の例による。

< 現行 >

(様式 1-1)

平成 年 月 日

(各部署予算所掌課長又は室長) 殿

財務課長

平成 年 月～平成 年 月受入分の産官学連携奨励費支給対象額  
及び教職員支給希望の確認について

このことについて、別添様式 1-2 のとおり、産官学連携奨励費対象額をお知らせします。  
教職員への支給を希望する場合は、様式 1-2 の「教職員支給請求金額欄」に請求額を記入のう  
え、様式 2 の請求書を添えて、平成 年 月 日までに財務部財務課予算係まで提出願いま  
す。  
なお、本奨励費を教職員へ支給することとなった場合は、対象教職員の給与所得となるため、源  
泉徴収後の額が支給されますので、ご注意ください。

< 改正案 >

(様式 1-1)

〇〇 年 月 日

(各部署予算所掌課長又は室長) 殿

財務課長

〇〇 年 月～〇〇 年 月受入分の産官学連携奨励費支給対象額  
及び教職員支給希望の確認について

このことについて、別添様式 1-2 のとおり、産官学連携奨励費対象額をお知らせします。  
教職員への支給を希望する場合は、様式 1-2 の「教職員支給請求金額欄」に請求額を記入のう  
え、様式 2 の請求書を添えて、〇〇 年 月 日までに財務課まで提出願います。  
なお、本奨励費を教職員へ支給することとなった場合は、対象教職員の給与所得となるため、源  
泉徴収後の額が支給されますので、ご注意ください。

< 現行 >

(様式1-2)

産官学連携奨励費 支給対象一覧 (奨励費相当額高額者順)

【受入期間】平成 年 月 日～平成 年 月 日

(単位:円)

	受入教員	受入額		奨励費相当額 OH×10%	うち教職員 支給限度額	教職員支給 請求金額	研究室 支給額
		直接経費	オーバーヘッド				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
計		0	0	0	0	0	0

< 改正案 >

(様式1-2)

産官学連携奨励費 支給対象一覧 (奨励費相当額高額者順)

【受入期間】〇〇 年 月 日～〇〇 年 月 日

(単位:円)

	受入教員	受入額		奨励費相当額 OH×10%	うち教職員 支給限度額	教職員支給 請求金額	研究室 支給額
		直接経費	オーバーヘッド				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
計		0	0	0	0	0	0



